

最高人民法院
**「被執行者預金のインターネット照会、凍結
に関する規定」**

2013年9月2日施行

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

最高人民法院「被執行者預金のインターネット照会、凍結に関する規定」

最高人民法院「被執行者預金のインターネット照会、凍結に関する規定」は2013年8月26日、最高人民法院裁判委員会第1587回会議にて可決され、ここに公布し、2013年9月2日から施行する。

最高人民法院
2013年8月29日
法釈〔2013〕20号

最高人民法院

「被執行者預金のインターネット照会、凍結に関する規定」

(2013年8月26日、最高人民法院裁判委員会第1587回会議にて可決)

人民法院が事件の処理、執行においてインターネットを通じて被執行者の預金及びその他の財産を照会、凍結する行為を規範化し、執行効率をさらに引き上げるため、「中華人民共和國民事訴訟法」の規定に基づき、人民法院の実情を踏まえて、本規定を制定する。

第一条

人民法院と金融機構は、インターネットによる捜査取締執行体制を構築する場合、インターネットを通じて被執行者の預金を照会、凍結するなどの措置を講じることができる。

インターネットによる捜査取締執行メカニズムの構築と運用にあたって、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

- (一) インターネットによる捜査取締執行システムをすでに構築しており、インターネットによる操作取締執行システムを通じて捜査取締情報を送信、転送、フィードバックする機能を有する。
- (二) インターネットによる捜査取締執行業務を行う権限を特定の要員に授与している。
- (三) 安全規則に適合する電子印鑑システムを有する。
- (四) 捜査取締システムと情報セキュリティを十分に保証する措置をすでに講じている。

第二条

人民法院は、インターネットによる捜査取締執行措置を講じるにあたって、事前に関連金融機構に、インターネットを通じて捜査取締執行措置を講じる権利を有する特定の執行担当者の関連公務証明書を一括して届け出なければならない。実際の業務を行うとき、関連する金融機構に当該執行担当者の関連公務証明書を別途提供しない。

人民法院は、インターネット捜査取締執行業務を行う特定の執行担当者に変更が生じた場合、関連金融機構の届出担当者にすみやかに情報変更と関連公務の証明書を届け出なければならない。

第三条

人民法院は、インターネットを通じて被執行者の預金を照会するとき、電子預金調査協力通知書を金融機構に転送しなければならない。複数の事件を集中的に調査する場合、事件調査対象をまとめたリストを添付することができる。

照会した被執行者預金を凍結し、又は継続して凍結する必要がある場合、人民法院は、電子凍結裁定書と預金凍結協力通知書をすみやかに金融機構に転送しなければならない。

凍結した被執行者預金の凍結を解除する必要がある場合、人民法院は、電子凍結裁定書と預金凍結協力通知書をすみやかに金融機構に転送しなければならない。

第四条

人民法院は、金融機構に転送する法律文書に電子印鑑を押捺しなければならない。

執行協力者である金融機構は、照会、凍結などの事項を遂行した後、インターネットを通じて、電子印鑑が押捺された照会、凍結などの結果をすみやかに人民法院に返信しなければならない。

人民法院が発行した電子法律文書、金融機構が発行した電子照会、凍結などの結果は、紙の法律文書及びフィードバック結果と同等の効力を有する。

第五条

人民法院がインターネットを通じて被執行者預金を照会、凍結、続凍、解凍することは、執行担当者が金融機構の営業所に赴き、被執行者預金の調査、凍結、続凍、解凍を行うことと同等の効力を有する。

第六条

金融機構は、人民法院がインターネット捜査取締執行システムを通じて執行した捜査取締措置が、関連する法律、行政法規の定め違反すると考える場合、人民法院に書面で異議を唱えなければならない。人民法院は、15日以内に審査を完了し、書面で回答を出さなければならない。

第七条

人民法院は、法律、行政法規の定め及び関連取扱規範に従って、インターネット捜査取締執行システムと捜査取締情報を使用し、情報セキュリティを保証しなければならない。

人民法院は、事件の処理・執行の過程で、インターネット捜査取締執行システムを通じて取得した捜査取締情報を漏洩してはならず、それを事件執行以外の目的に使用してはならない。

人民法院は、事件の処理・執行の過程で、被執行者以外の非執行義務主体に対してインターネット捜査取締措置を講じてはならない。

第八条

人民法院の職員が第七条の定め違反した場合、「人民法院職員処分条例」に従って懲戒処分を科さなければならない。情状が深刻で犯罪を構成する場合、刑事責任を追及しなければならない。

第九条

人民法院は、インターネット口座振替技術を有し、金融機構と協議のうえで合意に達した場合、インターネット捜査取締執行システムを通じて被執行者預金の引き落とし措置を講じることができる。

第十条

人民法院は、工商行政管理、証券管理監督、土地不動産管理などの執行協力機関とインターネット捜査取締執行体制をすでに構築し、インターネット捜査取締執行システムを通じて被執行者の株式、株券、

証券口座資金、不動産などその他の財産に対して捜査取締措置を講じる場合、本規定の趣旨を類推適用する。

出所：

2013年9月2日付け最高人民法院ホームページを基にJETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.court.gov.cn/qwfb/sfjs/201309/t20130902_187589.htm